

# 令和8年度京都農林水産総合庁舎 本館地下污水管更新等工事 仕様書

## 1. 工事概要

京都農林水産総合庁舎の本館地下に埋設された污水管、会所枘の取替、会所枘の増設を行う。併せて破損している会所枘の補修を行う。

污水管 延長 L=約 13.00m

- 内訳 (1) 管水路工 硬質ポリ塩化ビニル管 VU管 φ150mm L=約 13.00m  
(2) 枘設置工 4箇所 φ200mm 立上管 L=約 1.00m  
(3) 舗装復旧工 1式  
(4) 仮設工 1式

## 2. 準拠法令

本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」並びに関係諸法令等の規定を順守しなければならない。

## 3. 履行場所

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
京都農林水産総合庁舎

## 4. 工事期間

契約日から令和8年9月25日（金）まで

## 5. 一般共通事項

### (1) 打合せ等

本工事を実施するときは、監督職員と工事の実施内容及び実施時期等について打合せを行うものとする。

### (2) 工事実施前の確認

本工事の実施するときは、事前に監督職員と工事実施場所を確認し、工事内容を確認するものとする。

### (3) 軽微な変更

打合せ、現地確認により受注者が行った工事内容の軽微な変更若しくは工事実施中に生じた工事内容の軽微な変更は、監督職員と協議しその指示に従うものとする。

### (4) 工事の施工

本工事は、原則として閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の9時00分から17時00分までの間を含むものとし、詳細な日程は監督職員と協議すること。

### (5) 養生

工事実施に当たっては、必要な養生を行うこと。また、庁舎に損傷を与えないよう十分注意することとし、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。

## 6. 工事内容

(1) 既設の污水管・会所枘（いずれもコンクリート製）を撤去し、新規の污水管・会所枘（塩化ビニル製）を設置すること。原則、設置位置は既設管と同一とする。なお、設置に当たっては適切な排水勾配を確保すること。

(2) 会所枘を新たに1ヶ所増設すること。

(3) 破損している会所枘1ヶ所の補修を行うこと。

## 7. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおり。

## 8. 特記事項

- (1) 本工事の施工にあたっては、騒音・振動等の対策について十分配慮し、隣接者及び関係者とトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。
- (2) 工所用資機材等の運搬において、施工現場までに急な坂道を通ることになるので、十分留意するとともに、事故防止に努めなければならない。
- (3) 本工事の施工に必要な電気、水道設備は、監督職員に許可を得た上で、無償で使用する事ができる。
- (4) 工事期間中は、排水規制を行うこととしているが、工事着手前に高圧洗浄機により排水管内の洗浄を行うものとする。
- (5) 既設コンクリートの撤去については、ハンドブレイカー等を使用し、騒音振動に配慮して施工しなければならない。
- (6) 掘削土は、現場敷地内に土木用シートを敷設し一時仮置きした後、埋戻及び盛土に流用する計画であるが、流用出来ないと判断された場合及び流用土が不足する場合は、使用する購入土の材料使用について監督職員の承諾を得なければならない。
- (7) 基床部は、掘削せず現地盤を使用し基床厚を100mm以上確保することとし、転圧及び置換が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- (8) 配管の高さは、原則として既設配管又は現況の構造物（基礎・梁）の高さに合わせるものとし、必要勾配を確保すること。
- (9) 管水路の締固めは、一層の仕上り厚さが200mm程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう、現地盤と同等の締固め度となるよう締固め機械で締固めなければならない。
- (10) 会所柵は簡易公共柵（硬質ポリ塩化ビニル製）とし、取付管は、内径200mmの硬質ポリ塩化ビニル管を使用すること。蓋は鋳鉄製防護蓋、荷重区分T-2を設置すること。
- (11) コンクリート舗装復旧は、再生クラッシュラン(RC-40)を敷均し、一層の仕上り厚さが100mm程度になるように締固め機械で締固めなければならない。
- (12) 共通仕様書に基づき通水試験を行い、詰まり、漏水のないことを確認すること。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は現場状況と比較し疑義がある場合、若しくは、掘削・盛土の範囲、面積、場所が変更となる場合は、速やかに監督職員と協議すること。

## 9. 完成図書の提出

次の図書を監督職員に1部提出する。

- ・完成通知書
- ・工事写真（工事前、工事後）

## 10. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、本工事に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (5) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- (6) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 11. その他

- (1) 工事完了後は、清掃・後片付けを実施すること。
- (2) 工事完成後、検査職員の検査を受けること。
- (3) 発生材は関係法令を遵守し、受注者が適切に運搬・処分すること。
- (4) 業務上知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 工事請負代金の支払いについては、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は工事施工に際し疑義が生じたときは、必要に応じ監督職員と協議し、その指示に従うこと。

別紙

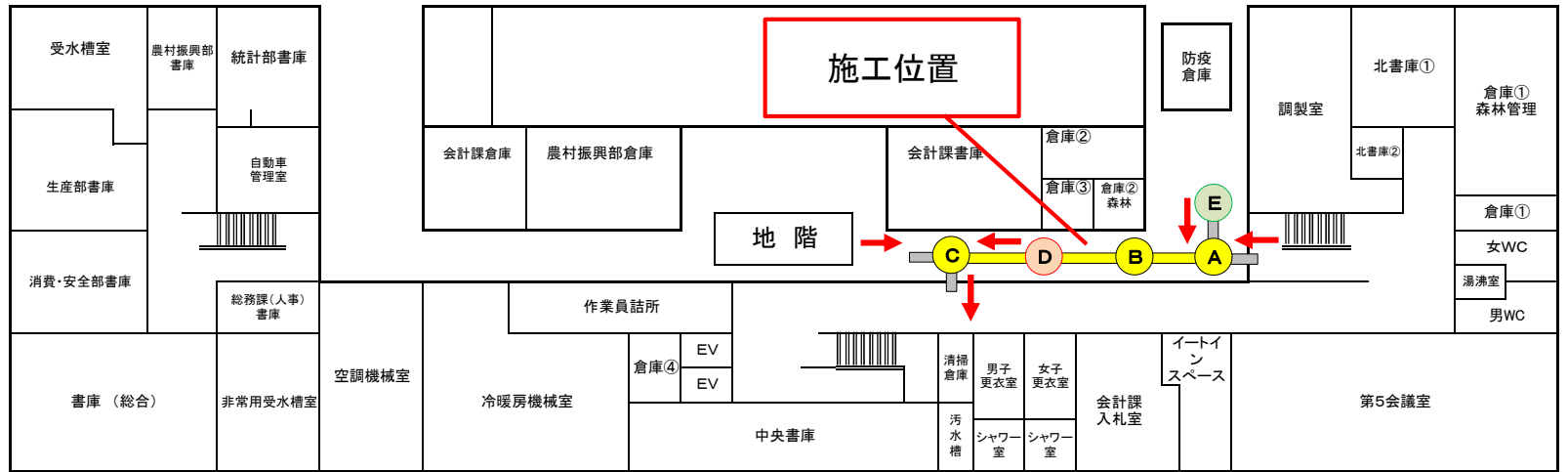
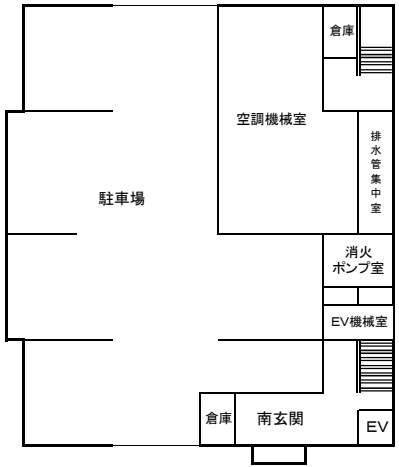
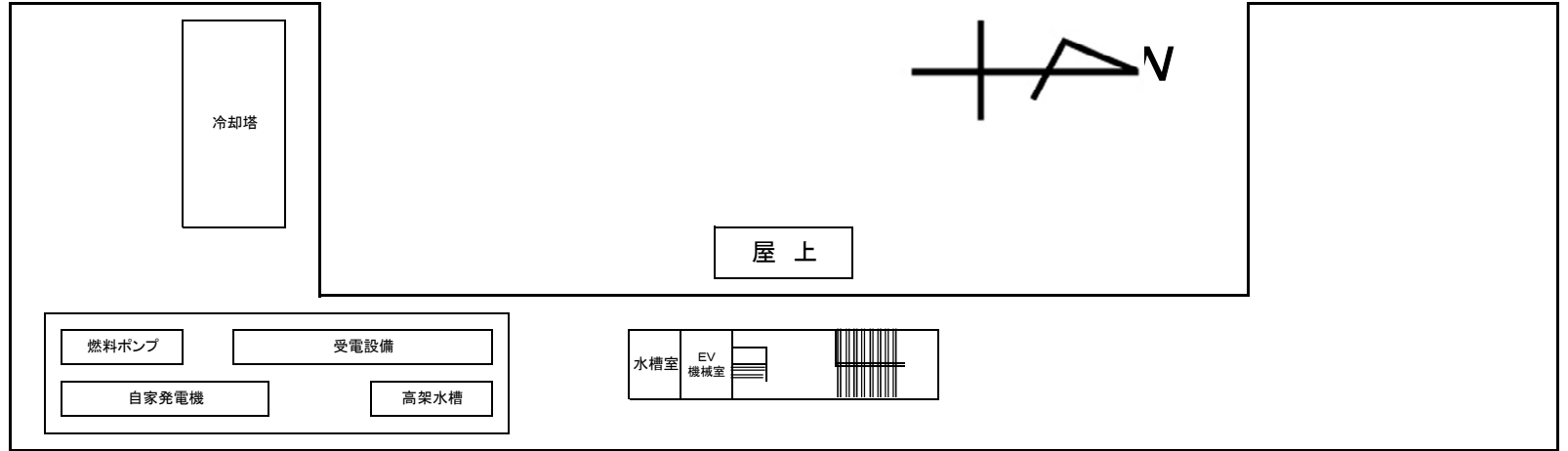
令和8年度京都農林水産総合庁舎 本館地下污水管更新等工事  
工事数量表

項 目	規格又は仕様	数量	単位	備考
污水管・会所枡取替、会所枡増設工事	管・枡の下端はGL-1000mm程度			
塩化ビニル管（内径150mm）		13	m	既設管との取り合い、ロス分等は含まない
会所枡（塩化ビニル製）（内径200mm）		4	個	耐圧蓋（鋳鉄製、荷重区分T-2以上）含む
継手類	内径150mm、塩ビ管用	1	式	
土間コンクリート研り	1m×14m程度 厚さは100mmを想定	14	m <sup>2</sup>	
土間コンクリート復旧	コンクリート（普通24-8-25）厚さは100mm 路盤には再生クラッシュラン（RC-40）を敷均し	14	m <sup>2</sup>	メッシュ筋含む
既設管・枡掘削作業	機械（バックホウ 0.13m <sup>3</sup> ）、砂質土を想定	1	式	14m <sup>3</sup> 程度
新設管・枡敷設作業	機械（バックホウ 0.13m <sup>3</sup> ）、砂質土を想定	1	式	埋め戻し土は既存流用
既設構造物取壊し・撤去工		1	式	
配管内洗浄作業		1	式	詰まり頻発のため既設管撤去前に洗浄作業
会所枡補修作業		1	式	
雑材料費		1	式	養生作業含む
各廃材等運搬・処分費		1	式	

# 令和8年度京都農林水産総合庁舎 本館地下污水管更新等工事

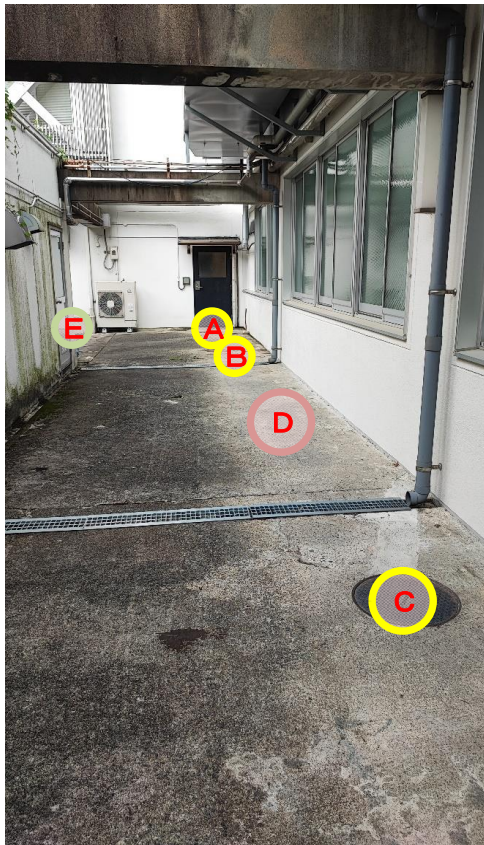
## 施工位置図

1～4階は省略



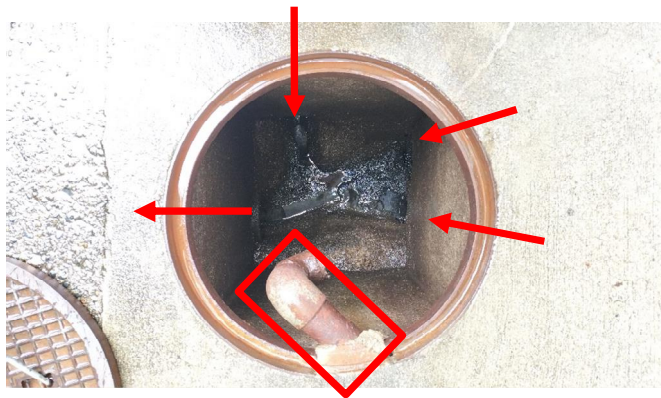
# 現況写真

## 全体像



Dは新設する会所枡の想定位置

## Aの会所枡



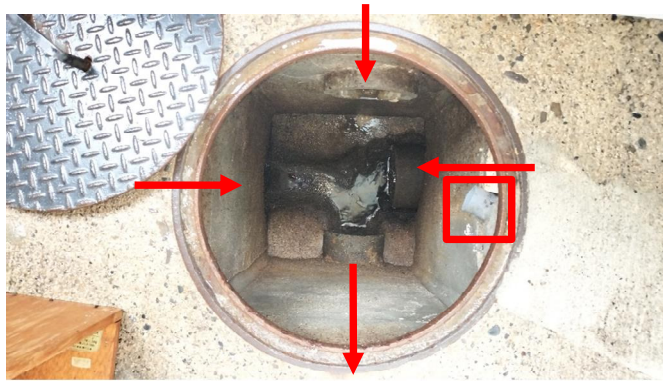
赤四角の上部にある雨水排水管は不要

## Bの会所枡



# 現況写真

## Cの会所枡



赤四角の上部にある雨水排水管は新設時も接続

## Eの会所枡(補修)



赤丸箇所に割れが生じている。